

岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務

## プロポーザル実施要領

令和5年2月

岩 手 県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 本業務の趣旨

本業務は、県民サービスの質の向上と県民に開かれた県政を推進するため、正確かつ迅速な総合案内や相談窓口の紹介等を行う県民室運營業務と、県民から寄せられる要望等を含む様々な意見の的確な把握及び記録作成、集計・統計業務等を行う県政提言等対応業務を一体として委託するものである。

本業務は、県民へのサービス提供及び県民に開かれた県政の推進を効率的・効果的に行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

## 2 本業務の概要

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 業務件名      | 岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務委託 |
| (2) 委託期間      | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで    |
| (3) 業務内容      | 資料2「調達仕様書」記載の3のとおり       |
| (4) 委託予定額(上限) | 14,721千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 提案を求める事項  | 資料2「調達仕様書」記載の4のとおり       |

## 3 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

### (1) 参加者の構成等

- ア 岩手県内に本社又は営業所等を有する単独の法人その他の団体（以下「参加団体」という。）又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であること。（グループ構成員には、岩手県内に本社又は営業所等を有する単独の法人その他の団体を含むこと。）
- イ グループで参加する場合には、参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。また、業務提案書の提出時に代表となる法人その他の団体（以下「代表団体」という。）の名称を明記し、必ず代表団体が参加手続を行うとともに対応窓口となること。

### (2) 参加者の資格要件

- ア 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

オ 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。また、前述の期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。

キ 特定非営利活動法人（NPO 法人）又は市民活動団体、ボランティア団体等の任意団体であっては、以下の要件に合致すること。

- (ア) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体であること。
- (イ) 団体を構成する会員が 10 名以上いること。
- (ウ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (エ) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (オ) 暴力団でないこと。若しくは、暴力団、暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (カ) 会則等があり、それに従って組織運営が行われていること。
- (キ) 団体の全ての役員が成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (ク) 団体の代表や役員が民主的な手続により会員の中から選出され、総会が年 1 回以上開催されていること。

なお、特定非営利活動法人にあつては、以下の要件に合致すること。

- a 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に定める別表に該当する活動を行うこととしていること。

なお、グループでの参加の場合、代表団体が当該要件を満たすこととし、その他構成団体となる場合は、当該要件を満たさなくても差し支えないこと。

- b 同法第 29 条による事業報告書等の提出がなされていること。

ク 単独で参加した参加団体は、参加グループの構成員となることはできないこと。

ケ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

## 4 担当課

岩手県政策企画部広聴広報課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

【担当】広聴広報担当

電話：019-629-5281 FAX：019-651-4865

電子メールアドレス：koucho@pref.iwate.jp

## 5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

### (1) 実施要領等の配布

ア 配布日時 令和5年2月6日(月)(ホームページ公開後)から令和5年2月20日(月)まで  
午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

イ 配布場所 「4 担当課」の場所

ウ その他

- ・ 実施要領等は、岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)からも入手ができる。
- ・ 郵送での配布は行わない。

## (2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和5年2月13日(月) 午後5時まで

イ 提出先 「4 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 「様式1-1 実施要領等に関する質問票」に内容を記入のうえ、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、令和5年2月16日(木)までに、岩手県公式ホームページに掲載するとともに、電子メールにて質問者あて連絡する。

## (3) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「4 担当課」に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和5年2月20日(月) 午後5時まで

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

イ 提出書類

様式1-2 プロポーザル参加申込書

様式1-3 会社概要及び過去の主な受注等実績(パンフレット等でも可)

※ 共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

ウ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和5年2月22日(水)までにメールにより通知する。

エ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ・ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とする。
- ・ 参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等」に記載のプロポーザルの実施日までに、「3 参加者の資格要件等」に該当しなくなったときは、参加資格を取り消すものとする。

## (4) 参加が認められなかった者に対する説明

参加資格を確認した結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和5年2月24日(金) 午後5時まで

**イ 提出先** 「4 担当課」に同じ。

**ウ 提出方法** 持参による。

(午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間とする。)

**エ 回答** 県は、説明を求めた者に対して、令和5年2月27日(月)までに、郵送により書面でその理由を回答する。

#### (5) 業務提案書等の提出

**ア 提出期間** 令和5年2月24日(金)から令和5年2月28日(火)まで

**イ 提出先** 「4 担当課」に同じ。

**ウ 提出方法** 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

#### **エ 提出書類**

次の書類を各5部(原本1部、写し4部)提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。グループでの参加の場合、(エ)及び(キ)～(ケ)については、構成団体分も提出すること。

また、参考見積書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を記載すること。

(ア) 岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務 業務提案書(様式2)

(イ) 業務従事予定者一覧(様式3)

(ウ) 勤務シフト表(任意様式)

(エ) 組織等に関する調書(様式4)

(オ) 業務実績(様式5)

(カ) 参考見積書(様式6)

(キ) 定款又は会則及び最新の総会議事録

(ク) 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類

(ケ) 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書

(コ) その他参考となる事項(任意提出)

#### (6) 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

**ア** 提出期限を過ぎて提出された提案

**イ** 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

**ウ** 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

**エ** その他本実施要領に違反した提案

#### (7) プロポーザルへの不参加

**ア** 参加届出書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「6 受託候補者の選定方法等」に定めるプレゼンテーション審査に参加しない場合は、プレゼンテーション審査実施日の前日までに、「様式1-4 プロポーザル参加辞退届」を、「4 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

#### (8) 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。
- ・ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。また、提出された業務提案書等は返却しない。

## 6 受託候補者の選定方法等

### (1) 選定委員会及び審査事項

審査は、別に定める「岩手県庁県民室運営業務及び県政提言等対応業務業務提案選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

### (2) 審査方法及び審査基準

資料3「業務提案審査要領」による。

### (3) 選定委員会（プレゼンテーション審査）の開催

令和5年3月9日（木） 午前（予定）

※ 業務提案者によるプレゼンテーションの順番は、業務提案書の受付順とする。

※ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際には、事前に書面で通知する。

### (4) 受託候補者の内定

県は、選定委員会の選定結果に基づき、受託候補者を内定する。

### (5) 審査結果等の通知及び公表

ア 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### (6) 選定スケジュール

公募及び選定は、次の日程で行う。

項目	日程（予定）
ア 実施要領等の公表	令和5年2月6日（月）
イ 実施要領等に関する質問の受付	公表日から令和5年2月13日（月）まで
ウ 実施要領等に関する質問回答の送付	令和5年2月16日（木）
エ 参加届出書類の受付	公表日から令和5年2月20日（月）まで
オ 参加資格確認結果の通知	令和5年2月22日（水）まで
カ 業務提案書等の受付	令和5年2月24日（金）から2月28日（火）まで
キ 業務提案に係る選定委員会の開催 （プレゼンテーション審査）	令和5年3月9日（木）（予定）
ク 審査結果の公表・受託候補者の内定	令和5年3月中旬
ケ 県と受託者との調整等	令和5年3月中～下旬

## 7 その他事項

### (1) 費用の負担

プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。

### (2) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

### (3) その他

ア 参加者は、参加届出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出書類は、必要に応じて複写を行う。使用は県庁内及び選定委員会の検討に限る。

## 8 受託候補者決定後の契約事務について

内定した受託候補者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、見積書を提出することとする。仕様書の内容は、受託候補者から提案された内容が基本となり、受託候補者と県との協議により決定するため、提案内容が反映されない場合がある。

なお、内定した受託候補者と県との協議が整わなかった場合は、審査結果において、その総合得点が次に高い参加者と協議を行う。

また、契約を締結するまでの間に、著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。

### (1) 契約保証金

契約期間全体の契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除となる場合がある。

### (2) 契約書作成の要否 要

### (3) 契約となった場合の委託料の支払方法

精算払とする。

### (4) 契約の解除

天災地変その他の事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがある。

## 9 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書を作成しなければならない。

(3) 参加者は、協定候補者の選定前に、他の参加者に対し業務提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 10 手続の停止

令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。

## 実施要領等に関する質問票

「岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務」プロポーザル実施要領及び配布資料について、質問事項がありますので、提出します。

<b>質 問 者</b>			法人又は団体名： 所在地： 担当者氏名： 電話： F A X： E - m a i l：
No.	資料名称	該当頁	質 問 内 容
1			
2			
3			
4			
5			

### 留意事項

- ・提出期限内に提出すること。期限を過ぎたものは一切受け付けない。
- ・Wordで作成し、電子メールで送付のこと。  
(アドレス：koucho@pref.iwate.jp、メール件名は、「【質問票】岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務」とする。)
- ・1つの質問につき1行使用のこと。行が不足する場合は適宜追加のこと。



【様式1-2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名



## プロポーザル参加申込書

下記業務委託の締結事業者選定に係るプロポーザルに参加したいので申し込みします。  
なお、本申込書の内容について事実と相違ないこと、及び岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務プロポーザル実施要領3の参加資格を満たしていることを誓約します。

### 記

- 1 業務名 岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務
- 2 申込者  
郵便番号  
所在地  
フリガナ  
商号又は名称  
フリガナ  
代表者職氏名  
電話番号等 電話 ( ) FAX ( )
- 3 担当者連絡先  
所属部署等  
担当者氏名  
電話番号等 電話 ( ) FAX ( )  
E-mail ( )

※ 複数の者による共同提案の場合は、構成員全員分を提出するとともに、代表者及び構成員の役割分担についての資料(様式任意)を提出すること。

【様式1-3】

## 会社概要及び過去の主な受注等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
本店所在地		
県内営業所等所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去の主な同種・類似事業受注等実績	項目	受注事業内容（発注者、受注年、受注内容等）
本申請の窓口となる担当者		
部署：	電話番号：	
職名：	F A X：	
氏名：	E-mail：	

※ 既存資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができるものとします。

【様式1-4】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名



## プロポーザル参加辞退届

「岩手県庁県民室運営業務及び県政提言等対応業務」に係るプロポーザルについて、  
参加届出書類を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

【様式2】

## 岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務 業務提案書

所 在 地

電 話 番 号

法人又は団体名

代 表 者 氏 名

(担当氏名)

(

印

)

※ 適宜行間を調整して作成してください。ただし、全体でA4版3枚以内としてください。

### 1 業務方針・方向性

### 2 実施計画

それぞれの業務について、調達仕様書に基づき実施計画を記載してください。

#### (1) 県民室運營業務

#### (2) 県政提言等対応業務

### (3) 人的体制

ア 人員体制及び配置計画

イ 人材育成方針及び研修計画

### 3 その他

目的を達成するために、調達仕様書に記載されている事項で提案する事項があれば記載してください。(任意)

#### (添付書類)

- ア 業務従事予定者一覧(様式3)
- イ 勤務シフト表(任意様式)
- ウ 組織等に関する調書(様式4)
- エ 業務実績(様式5)
- オ 参考見積書(様式6)
- カ 定款又は会則及び最新の総会議事録
- キ 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- ク 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ケ その他参考となる事項(任意提出)

【様式3】

### 業務従事予定者一覧

氏名	フルタイム ・ パート	担当業務 (兼務する業務)	職歴等	類似業務 経験年数

注) 主要な従事予定者以外で、今後採用を予定している場合は、氏名欄に人数を、担当業務欄に採用予定者の業務内容を記載のこと。

注) 担当業務で、岩手県庁県民室運営業務及び県政提言等対応業務以外に兼務する業務があれば、その内容を括弧書きで記載のこと。

【様式4】

組織等に関する調書

項目	内容	
団体の名称		
代表者職・氏名		
事務所所在地	〒	FAX
TEL		
団体設立年月	年 月 (活動歴 年 か月)	
	※ 特定非営利法人の場合、法人格取得前の活動歴を含みます。	
専従職員の有無	有 [ ] 名 (うち有給 名・無給 名) ・無 会員数 名	
団体の活動目的		
現在の活動内容及び事業内容		
受託した場合の 営業拠点	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
	機 能	
	専従職員の 有 無	

【様式5】

業 務 実 績

過去の全国での同種業務又は類似業務実績	業 務 名			
	契 約 先			
	内 容			
	受託期間		契約金額	
	業 務 名			
	契 約 先			
	内 容			
	受託期間		契約金額	
	業 務 名			
	契 約 先			
	内 容			
	受託期間		契約金額	
過去の岩手県内での同種業務又は類似業務実績	業 務 名			
	契 約 先			
	内 容			
	受託期間		契約金額	
	業 務 名			
	契 約 先			
	内 容			
	受託期間		契約金額	
	業 務 名			
	契 約 先			
	内 容			
	受託期間		契約金額	

※ 本様式は、記載事項の変更を伴わない範囲で適宜変更して差し支えない。



